

大崎上島町立東野小学校 校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、大崎上島町立東野小学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、「大崎上島町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」第36条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、本校に勤務する者である。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第3条 大崎上島町立東野小学校の運営組織は、職員をもって組織する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「大崎上島町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」第30条に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては法令・条例及び規則等に基づいて行う。
- 3 前2項に定めるもののほか運営組織について必要な事項は校長が定める。

(主任等・担当者等)

第5条 主任等の名称は次のとおりとする。また次のとおり担当者等を置く。

2 主任等：教務主任、保健主事、学年主任、研究主任、生徒指導主事

- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施、時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言に当たる。
- (2) 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項（学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる。
- (3) 学年主任は、校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導担当等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言に当たる。
- (4) 研究主任は、校長の監督を受け、学校力、教師力、学力等の向上に関する事項の研修計画・実践・整理などに当たるとともに、職員の指導、助言に当たる。
- (5) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、学校における生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に

関する資料の整備、生徒指導に関する連絡・助言等生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに関係教職員に対する指導、助言に当たる。

3 担当者等：道徳教育推進教師，特別支援教育コーディネーター，司書教諭，食育推進担当者，外国語活動推進教員，体力づくり推進リーダー，情報教育担当教員

- (1) 道徳教育推進教師は，校長の監督を受け，道徳教育推進協議会等へ参加し情報を収集するとともに，校内に還元し校内の道徳教育推進のリーダーとしての役割を担う。
- (2) 特別支援教育コーディネーターは，校長の監督を受け，保護者や関係機関に対する学校の窓口として，また，学校内の関係者や福祉，医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う。また，校内の特別支援教育に係る研修等を担当し，学校全般の特別支援教育推進のリーダーとしての役割も担う。
- (3) 司書教諭は，校長の監督を受け，学校図書館司書補助員と連携し，学校図書館の蔵書の管理及び環境整備を進め，児童の読書推進の役割を担う。
- (4) 食育推進担当者は，校長の監督を受け，食育研修会へ参加し情報を収集するとともに，校内に還元し校内の食育推進担当者としての役割を担う。
- (5) 外国語活動推進教員は，校長の監督を受け，外国語活動研修会へ参加し情報を収集するとともに，校内に還元し校内の外国語活動推進教員としての役割を担う。
- (6) 体力づくり推進リーダーは，校長の監督を受け，体力づくりに関する調査等を行うとともに，研修等へ参加し情報を収集するとともに，校内に還元し校内の体力づくり推進のリーダーとしての役割を担う。
- (7) 情報教育担当教員は，校長の監督を受け，ICT活用研修会へ参加し情報を収集するとともに，校内に還元し校内の情報教育推進のリーダーとしての役割を担う。

(企画委員会)

第6条 校長は，校務運営の円滑化，適正化及び効率化を図るために，企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会は，校長・教頭・教務主任・研究主任・生徒指導主事・保健主事・事務職員ならびに校長が必要とする職員で構成する。
- 3 校長は，企画委員会を招集し，これを主宰する。
- 4 校長は，必要と認めるときは，関係職員の出席を求め，報告・意見聴取等を行う。
- 5 企画委員会は，校長の意志決定にあたっての補助機関であり，学校運営の全般にわたる校長の意志決定の補助を行う。但し，次の事項については協議を行うこともある。
 - (1) 校長が認める事項
 - (2) 緊急を要する事項
- 6 前各項に定めるもののほか，企画委員会の運営について必要な事項は，校長が別に定める。

(職員会議)

第7条 校長は，校務運営上必要と認めるときは，校長の職務の円滑な執行を補助させるため，職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議は，校長が必要と認める事項について，職員間の意思疎通，共通理解の促進をするために，報告・連絡・調整または伝達を行う。

- 3 職員会議は、校長が招集し、これを主宰する。但し、校長に事故ある時、または欠けた時は、教頭が招集する。
- 4 職員会議で取り上げる事項については、内容は企画委員会で審議されたもの及び職員から教頭を通して校長の承諾を得たものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員会議の運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(学校運営協議会)

第8条 「大崎上島町学校運営協議会規則」令和5年3月31日大崎上島町教育委員会規則第2号に基づいて学校運営協議会を置く。

(各部・委員会)

第9条 校務運営を円滑に行い、教育活動を充実させるために次の部と委員会を設置する。

(部) ○総務部 ○事務部 ○教務・研究部 ○生徒・保体部

(委員会) (1) 学校保健委員会 (2) 学校衛生委員会 (3) 生徒指導推進委員会
(4) 特別支援教育推進委員会 (5) 献立危機管理委員会
(6) 不祥事防止委員会 (7) いじめ防止委員会

- 2 校長は、必要に応じて、上記以外の部及び委員会を置くことができる。
- 3 各部・委員会の組織及び運営に必要な事項は、校長が定める。
- 4 各部・委員会の協議事項は、校長に報告し、承認を得なければならない。

(学校保健委員会)

第10条 学校保健委員会は、心身ともに健康な児童を育成するために健康の保持増進について審議しもってその充実を図ることを目的とする。

- 2 学校保健委員会は、保健主事を中心とし、校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 校長は、前項に規定するもののほか、学校医・学校歯科医・薬剤師・PTA代表・学校運営協議会委員代表に委員を委嘱することができる。

(学校衛生委員会)

第11条 「労働安全衛生法」及び「大崎上島町立学校職員等衛生管理要綱第8条」に基づいて、学校衛生委員会を置く。

- 2 学校衛生委員会は、職員の健康保持のため必要な内容について協議・研究を行い、もって職員の健康保持・増進に寄与することを目的とする。
- 3 学校衛生委員会は、衛生推進者である教頭を中心とし、校長・教頭・教務主任・保健主事・職員代表1名(但し、教務主任・保健主事がそれに該当する場合は兼ねる)を持って構成する。職員代表は、校長が指名する。

(生徒指導推進委員会)

第12条 生徒指導推進委員会は、不登校児童・不登校傾向児童や保護者、その他、生徒指導の推進について審議・調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。

- 2 生徒指導推進委員会は、生徒指導主事を中心とし、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学級担任、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(特別支援教育推進委員会)

第13条 特別支援教育推進委員会は、特別支援教育を必要とする児童等の課題解決のため、審議・情報交換・校内研修等を行うとともに、専門機関と連携する。

- 2 特別支援教育推進委員会は、特別支援教育コーディネーターを中心とし、校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・該当学級担任、その他校長が認める職員をもって構成する。

(献立危機管理委員会)

第14条 献立危機管理委員会は、食物アレルギー等のある児童の給食時及び校外活動時における飲食の場面での安全確保のため、情報交換・校内研修等の計画を立てるとともに、保護者及び関係機関と連携する。

- 2 献立危機管理委員会は、栄養教諭及び養護教諭を中心とし、校長・教頭・栄養教諭・養護教諭該当学級担任、その他校長が認める職員をもって構成する。

(不祥事防止委員会)

第15条 不祥事防止委員会は、校内における教職員の不祥事を防止するため、厳正な服務規律の確保とともに、研修を企画・実践することを目的とする。

- 2 不祥事防止委員会は、教頭を中心とし、校長・教頭・教務主任・保健主事、その他校長が認める職員を持って構成する。

(いじめ防止委員会)

第16条 いじめ防止委員会は、いじめの未然防止につとめるとともに、いじめ事案に対する指導・相談・支援等を組織的・積極的に行うことで、子どもたちが安心して登校し、安心して学べるようにすることを目的とする。

- 2 いじめ防止委員会は、生徒指導主事を中心とし、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学級担任、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口)

第17条 児童が安心して学校生活を送るとともに、職員が職務能率を十分発揮できるような勤務環境を確保するために、体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口を置く。

- 2 当該相談窓口は管理職を含む複数の職員が担当するものとし、男性職員及び女性職員で構成する。

(いじめ防止相談窓口)

第18条 児童が安心して学校生活を送ることができる環境を確保するために、いじめ防止相談窓口を置く。

- 2 当該相談窓口は、教頭を中心とし、生徒指導主事及び養護教諭で構成する。

(事務処理)

第19条 学校における事務処理は校長の決裁による。

- 2 文書管理は、校長の決裁により行う。
- 3 校内における会計の処理は、校長の決裁により行う。

第3章 職員の服務に関する事項

(勤務時間)

第20条 職員の勤務時間の割り振りは、次のとおり定める。

- 2 職員の勤務時間は、8時15分から16時45分までとする。
ただし長期休業中は、登校日以外8時25分から16時55分までとする。
- 3 休憩時間は、次のとおりである。

【課業日：通常時程】

8:15	10:20	10:40	13:00	13:25	16:45
勤務	休憩 (20分)	勤務	休憩 (25分)	勤務	

【課業日：臨時時程】

8:15	10:00	10:15	12:35	12:50	15:10	15:25	16:45
勤務	休憩 (15分)	勤務	休憩 (15分)	勤務	休 憩	勤務	

【長期休業日】()は登校日

8:25(8:15)	12:15	13:00	16:55(16:45)
勤務	休憩 (45分)	勤務	

- 4 町費負担職員の勤務時間の割り振りは、同様とするが、休憩時間については町から示された勤務条件通知書の時間とする。
- 5 育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務の割り振りは、次のとおりである。

【課業日：通常時程】

【早出勤務】

7:45	10:20	10:40	13:00	13:25	16:15
勤務	休憩 (20分)	勤務	休憩 (25分)	勤務	

《地方公務員法》

第 30 条	サービスの根本基準	第 31 条	サービスの宣誓
第 32 条	法令等及び職務上の上司の命令に従う義務	第 33 条	信用失墜行為の禁止
第 34 条	秘密を守る義務	第 35 条	職務に専念する義務
第 36 条	政治的行為の制限	第 37 条	争議行為等の禁止
第 38 条	営利企業等への従事等の制限		

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

(サービスの監督)

第 43 条 市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。

- 2 県費負担教職員は、そのサービスを遂行するに当って、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村教育委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によって都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第 4 章 施設・設備の管理

(警備防災の計画及び分担)

第 22 条 警備及び防災の計画ならびに責任分担は、校長が定める。

(施設・設備の管理)

第 23 条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が定める。

- 附則 この規程は、平成 15 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 2 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 20 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 5 月 27 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 23 日より一部改正する。
この規程は、令和 3 年 7 月 12 日より一部改正する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。